

3 地域指定一覧

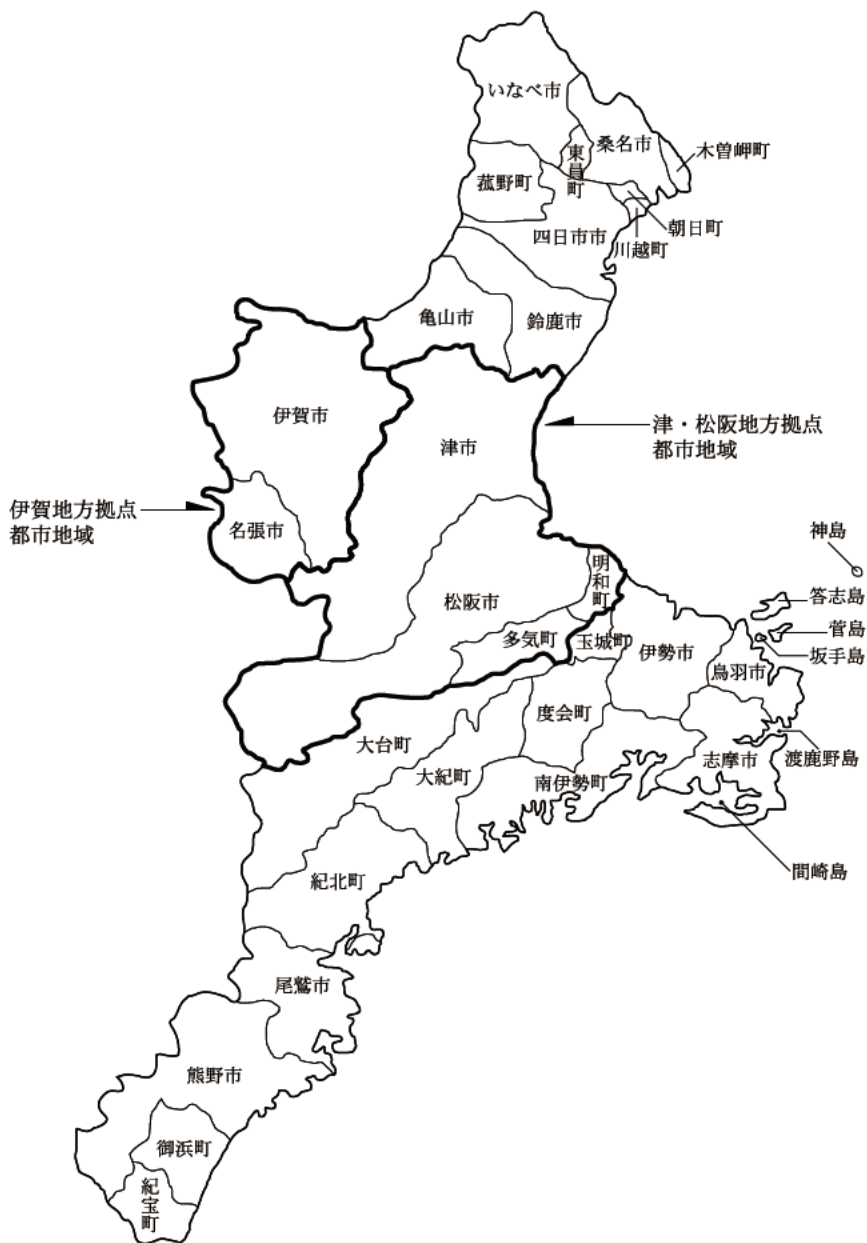
H23.10.1現在

市町名	区分	地方拠点都市	過 疎	準 過 疎	辺 地	山 塚	離 島	農 工	中 部 圏	近 畿 圏	半 島	リ ゾ ート	特 定 農 山 村
津市		○	○ 紀興形村		11	○			○△	△			○
四日市市									◎△	△			
伊勢市					3				○△	△	○	○	○
松阪市		○	○ 旧新湊町 旧新真町		9	○			○△	△	○ 旧松阪市 旧新湊町 旧新真町		○
桑名市									◎				○
鈴鹿市									○△	△			○
名張市		○			2	○		○	△	○△			○
尾鷲市			○		1			○			○	○	○
亀山市					4	○		○	○△	△			○
鳥羽市			○		6	○	○	○	△	△	○	○	○
熊野市			○			○		○		△	○	○	○
いなべ市						○			◎△	△			○
志摩市				○ 旧大玉町 旧赤島町	6		○	○	△	△	○	○	○
伊賀市		○			18	○			△	○△			○
市計		4	5	1	61	8	2	6	12	12	6	5	13
木曾岬町									◎				
東員町									◎				
菰野町								○	△	△			
朝日町									◎				
川越町									◎				
多気町		○		○ 紀勢和村	8	○		○			○		○
明和町		○						○	○		○	○	
大台町			○		8	○		○		△	○		○
玉城町								○			○	○	
度会町					15	○		○			○		○
大紀町			○		4	○		○			○	○	○
南伊勢町			○		5	○		○	△	△	○	○	○
紀北町			○		1	○		○			○	○	○
御浜町				○	5	○		○		△	○	○	○
紀宝町					3	○		○		△	○	○	○
町計		2	4	2	49	8	0	11	7	5	10	7	8
県計		6	9	3	110	16	2	17	19	17	16	12	21

中部圏 ◎都市整備区域、○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の 部が区域指定に係るもの）

近畿圏 ○、△ 同上（下線の市町は行政区域の 部が区域指定に係るもの）

地方拠点都市地域



過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)

準過疎地域(三重県準過疎地域自立促進要綱)



辺地所在市町

[辺地に係る公共的施設の総合整備のための
財政上の特別措置等に関する法律]



